## 犬種

## 初代アペンディクス登録申請書

JAPAN KENNEL CLUB -般社団法人 ジャパン ケネル クラブ

※お手続きについては、所属クラブ又は 指定登録畜犬業者へ提出してください。 - 最社団法人 ジャバン ケネル クラブ ☎03-3251-1651~6

※太枠内をご記入ください。

クラブ会員番号		TEL – –
所有者氏名		印 この申請に関して、一切の責任を負います。
犬 名		
犬名フリガナ (日本犬の場合)		
性別	牡 • 牝	該当する指定団体に☑を記入してください。  □ 一般社団法人日本コリークラブ
生年月日	年 月 日	□ 公益社団法人日本犬保存会 □ 公益社団法人秋田犬保存会 □ 一般社団法人秋田犬保存会 □ 一般社団法人日本シェパード犬登録協会
毛色・毛種		□ 公益社団法人日本警察犬協会 □ 一般社団法人天然記念物北海道犬保存会 □ 一般社団法人全日本狩猟倶楽部

● 登録料金

## ●注意事項

● 提出書類

(1)「初代アペンディクス登録」は、その本犬のみを、スタッドブックの Appendix(付録 APPENDIX TO THE STUD BOOK)に初代犬として登録するものです。(3代祖のみ)

指定団体の血統証明書(コピー不可)

本申請書

- (2)「初代アペンディクス登録」された本犬については、本会登録番号と犬名に加えて、他団体登録番号、生年月日及び毛種・毛色が記載されますが、称号等の他項目は記載されません。
- (3)「初代アペンディクス登録」の祖先犬については本会の認証外であり、犬名のみが記載され、本会登録番号、他団体登録番号、 称号、生年月日、毛種・毛色等は、一切記載されません。
- (4)祖先犬の中に本会登録犬がいたとしても、本会に一胎子登録されたものでない以上、前項と同様の取り扱いとなります。
- (5)「初代アペンディクス登録」できるのは、指定団体登録犬のうち、国内で繁殖された犬のみとなります。
- (6)日本犬の場合、血統証明書の犬名表記は全角のみとなりますが、 犬名のフリガナに基づいて、英字(ヘボン式)についても犬籍 データを管理いたします。フリガナ記入欄にご記入の無い場合 は、本会にて登録させていただきます。
- (7)国外他団体から指定団体に切替登録された犬を、「初代アペンディクス登録」することはできません。
- (8)同一犬を、複数団体から「初代アペンディクス登録」したり、本会の「一胎子登録」と重複して登録することはできません。

(9) アペンディクス登録犬の血統登録証明書は、右肩に「APPENDIX TO THE STUD BOOK」と印字します。

5,600円

- (10)本会のスタッドブックに記載される通常登録犬は、本会のスタッドブック・イニシャルである「JKC-」の文字が、登録番号の前に記載されます。これに対し、アペンディクス登録犬は、アペンディクス・イニシャルである「JAX-」(Japan kennel club Appendix)の文字が、登録番号の前に記載されます。
- (11)「初代アペンディクス登録」犬を祖先犬とする一胎子登録については、次の取り扱いとなります。
  - ①「初代アペンディクス登録」犬の子犬・孫犬については、アペンディクスとして登録されます。
  - ②「初代アペンディクス登録」犬が一胎子登録の曽祖父母犬となり、当該一胎子の3代祖が全て登録犬(アペンディクス登録 犬を含む)となったところから、通常のスタッドブックに登録 されます。
- (12)アペンディクス登録犬の本会展覧会・競技会における取り扱いは、次の通りです。
  - ①各種訓練試験の受験と登録ができます。
  - ②展覧会及び各種競技会へ出陳できますが、各種チャンピオン 登録及びその条件となるカード類は有効となりません。本犬 はロイヤルカナンアワード表彰対象外となりますが、本犬以 外のポイント付与対象時には出陳頭数に含めます。

クラブ代表者・事務所担当者・登録クラブ取扱者・登録畜犬業者				
	クラブ会員番号			
氏名	2	<b>2</b>		
クラブ印	※必ず押印のこと	クラブ代表者・事務所担当者	本会記入欄	
		登録クラブ取扱者・登録畜犬業者		
		印		
			2024 年 2 月現在	